

調書（決定）

事件の表示 平成27年（行ツ）第2号
平成27年（行ヒ）第2号
決定日 平成27年8月12日
裁判所 最高裁判所第一小法廷
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所平成26年（行コ）第180号
（平成26年9月25日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成27年8月12日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

上告人兼申立人 東日本旅客鉄道労働組合
被上告人兼相手方 国
同補助参加人 東日本旅客鉄道株式会社